平成25年金融商品取引法等改正に伴うETFの上場制度の整備に係る「ETFに関する有価証券上場規程の特例」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
•	ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表・・・・・・・・・・1
•	ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表······4

ETFに関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

î l

(上場審杳基準)

- 第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に 掲げる基準によるものとする。この場合における当該 各号の取扱いは施行規則で定める。
 - (1) (略)
 - (2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条第2項第1号及び第14条第1項第3号において同じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h)及びeを除く。)に適合していること。

 $a \sim i$ (略)

- i 次の(a)及び(b)に適合していること。
 - (a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最 近」の計算は、新規上場申請日の直前の特定期 間(法第24条第5項に規定する特定期間をい う。以下同じ。) の末日を起算日としてさかの ぼる。以下同じ。) に終了する各特定期間(信 託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下こ のjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定 期間における中間財務諸表等が記載される有価 証券報告書等(有価証券届出書(法の規定に基 づき有価証券届出書又はその訂正届出書と みなされる書類を含む。)、有価証券報告書 (報告書代替書面を含む。以下同じ。) 及びそ の添付書類、半期報告書(半期代替書面を含 む。以下同じ。) 並びに目論見書をいう。以下 同じ。) に虚偽記載(有価証券報告書等につい て、内閣総理大臣等から訂正命令(原則とし て、法第10条(法第24条の2及び第24条の5に おいて準用する場合を含む。)又は第23条の10 に係る訂正命令) 若しくは課徴金納付命令(法

(上場審杳基準)

- 第7条 内国ETFの上場審査については、次の各号に 掲げる基準によるものとする。この場合における当該 各号の取扱いは施行規則で定める。
 - (1) (略)
 - (2) 新規上場申請銘柄が、次のaから1まで(公社債 投資信託以外の証券投資信託(投資信託法施行令第 12条各号に掲げる投資信託又は施行規則で定める投 資信託に該当するものを除く。以下この号、第9条 第2項第1号及び第14条第1項第3号において同 じ。)の受益証券に該当する新規上場申請銘柄に あっては、bの(c)及びdを除き、投資信託法施行令 第12条第1号又は第2号に掲げる投資信託の受益証 券に該当する新規上場申請銘柄にあっては、bの(h) 及びeを除く。)に適合していること。

 $a \sim i$ (略)

- i 次の(a)及び(b)に適合していること。
 - (a) 新規上場申請銘柄に係る最近2年間(「最 近しの計算は、新規上場申請日の直前の特定期 間(法第24条第5項に規定する特定期間をい う。以下同じ。) の末日を起算日としてさかの ぼる。以下同じ。) に終了する各特定期間(信 託契約期間の開始日以後の期間に限る。以下こ のjにおいて同じ。)の財務諸表等又は各特定 期間における中間財務諸表等が記載される有価 証券報告書等(有価証券届出書、有価証券報告 書(報告書代替書面を含む。以下同じ。)及び その添付書類、半期報告書(半期代替書面を含 む。以下同じ。)並びに目論見書をいう。以下 同じ。) に虚偽記載(有価証券報告書等につい て、内閣総理大臣等から訂正命令(原則とし て、法第10条(法第24条の2及び第24条の5に おいて準用する場合を含む。)又は第23条の10 に係る訂正命令) 若しくは課徴金納付命令(法 第172条の2第1項(同条第4項において準用す る場合を含む。)又は第172条の4第1項若しく

第172条の2第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)又は第172条の4第1項若しくは第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書(法の規定に基づき有価証券届出書又はその訂正届出書とみなされる書類を含む。)又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下同じ。)を行っていないこと。

(b) (略)

k·1 (略)

(3) (略)

2 (略)

(変更上場申請)

第8条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国投資法人及び管理会社)が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当該管理会社又は信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国投資法人又は管理会社)は、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

(1) • (2) (略)

2 (略)

(テクニカル上場)

- 第8条の2 上場内国ETFが併合(投資信託法第16条 第2号の規定に基づき、二以上の上場内国ETFが併合を行う場合に限る。以下この条において同じ。)を 行い上場廃止となる場合で、併合後の内国ETFの新規上場が遅滞なく申請されるときにおける上場審査は 第7条第1項各号に掲げる基準によるものとする。
- 2 前項の規定により上場される内国ETFの上場日は、併合がその効力を生ずる日とする。ただし、新規上場申請の時期等により当該日に上場することが不可能又は困難であるときは、この限りでない。

は第2項に係る命令)を受けた場合又は内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により法第197条若しくは第207条に係る告発が行われた場合、又はこれらの訂正届出書又は訂正報告書を提出した場合であって、その訂正した内容が重要と認められるものである場合をいう。以下同じ。)を行っていないこと。

(b) (略)

k · 1 (略)

(3) (略)

2 (略)

(変更上場申請)

第8条 上場ETFに係る管理会社及び信託受託者(外国投資証券に該当する外国ETFにあっては、外国投資法人及び管理会社)が、次の各号に掲げる事項を変更するときは、当取引所所定の「有価証券変更上場申請書」を提出するものとする。

(1) • (2) (略)

2 (略)

(新設)

(テクニカル上場時の引継ぎ)

第21条 第8条の2の規定の適用を受けて上場した内国 ETFに係る管理会社及び信託受託者に対する施行規 則で定める規定の適用については、当該内国ETFの 管理会社及び信託受託者を同条第1項に規定する併合 により上場廃止となった内国ETFの管理会社及び信 託受託者と同一のものとみなして、これを取り扱うも のとする。ただし、当取引所が適当でないと認める場 合は、この限りでない。 (新設)

(準用規定)

第22条 (略)

(準用規定)

第21条 (略)

(施行規則への委任)

第23条 (略)

(施行規則への委任)

第22条 (略)

付 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

ETFに関する有価証券上場規程の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

i ll

(新規上場申請に係る提出書類)

- 第6条 ETF特例第6条第3項に規定する施行規則で 定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項 に規定する施行規則で定める書類とは当該各号に定め る書類をいう。
 - (1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部(bに掲げる書類の写しについては1部)
 - a 有価証券届出書<u>(ETF特例第7条第1項第2</u> 号 j の(a)に規定する有価証券届出書をいう。)

 $b \sim d$ (略)

(2) • (3) (略)

2 · 3 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第16条 (略)

2 当取引所は、ETF特例<u>第22条</u>において準用する有価証券上場規程第15条の規定により上場廃止申請が行われた上場ETFを、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄(確認中)に指定する。

3 • 4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第17条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合には、ETF特例第18条の規定に基づき、当取引所が当該上場ETFの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ETFを整理銘柄に指定することができる。

(1) \sim (3) (略)

(4) ETF特例<u>第22条</u>において準用する有価証券上場 規程第15条の規定により上場廃止申請が行われ上場 廃止が決定した場合

(新規上場申請に係る提出書類)

- 第6条 ETF特例第6条第3項に規定する施行規則で 定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項 に規定する施行規則で定める書類とは当該各号に定め る書類をいう。
 - (1) 新規上場申請日の直前計算期間又は直前営業期間の末日の1年前の日以後上場することとなる日までに、内閣総理大臣等に新規上場申請銘柄の募集又は売出しに関する届出又は通知書の提出を行った場合次のaからdまでに掲げる書類の写し各2部(bに掲げる書類の写しについては1部)
 - a 有価証券届出書

 $b \sim d$ (略)

(2) • (3) (略)

2 · 3 (略)

(監理銘柄の指定の取扱い)

第16条 (略)

2 当取引所は、ETF特例<u>第21条</u>において準用する有価証券上場規程第15条の規定により上場廃止申請が行われた上場ETFを、監理銘柄へ指定することができる。この場合においては、監理銘柄(確認中)に指定する。

3 • 4 (略)

(整理銘柄の指定の取扱い)

第17条 当取引所は、上場ETFが次の各号のいずれかに該当する場合には、ETF特例第18条の規定に基づき、当取引所が当該上場ETFの上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までの間、当該上場ETFを整理銘柄に指定することができる。

(1)~(3) (略)

(4) ETF特例<u>第21条</u>において準用する有価証券上場 規程第15条の規定により上場廃止申請が行われ上場 廃止が決定した場合

(ト場に関する料金の取扱い)

- 上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び 年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に 掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところに よるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 新規上場料

次のaからdまでに掲げるところによる。

(略)

<u>a の 2</u> 前 a の規定にかかわらず、ETF特例第8 条の2第1項の規定の適用を受けて上場する内国 ETFにあっては、当該内国ETFの純資産総額 から、上場廃止となった内国ETF(上場廃止と なった内国ETFが複数ある場合には、上場廃止 前の売買最終日における純資産総額が最も大きい 内国ETFに限る。) の上場廃止前の売買最終日 における純資産総額を控除した額の万分の0.75

ただし、当該計算により算出された金額が、10 万円未満となる場合には10万円とし、1,000万円を 超える場合には1,000万円とする。

 $b \sim d$ (略)

(3) • (4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(テクニカル上場時の引継ぎの取扱い)

- 第19条 ETF特例第21条に規定する施行規則で定める 規定とは、次の各号に掲げるものをいう。
 - (1) ETF特例第13条の規定において準用する上場有 価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規 則第48条から第50条まで
 - (2) 第14条第10項の規定において準用する株券上場廃 止基準の取扱い1(11)a及びb

什 則

この改正規定は、平成26年12月1日から施行する。

(ト場に関する料金の取扱い)

- 第18条 ETF特例第19条に規定する上場審査料、新規 │ 第18条 ETF特例第19条に規定する上場審査料、新規 上場料、追加信託時又は追加発行時の追加上場料及び 年間上場料その他の上場に関する料金は、次の各号に 掲げる料金の区分に従い、当該各号に定めるところに よるものとする。
 - (1) (略)
 - (2) 新規上場料 次のaからdまでに掲げるところによる。

a (略)

(新設)

 $b \sim d$ (略)

(3) • (4) (略)

 $2 \sim 5$ (略)

(新設)